

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
カーボヴェル デ	食糧援助に関する日本国政府と カーボヴェルデ共和国政府との 間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	230,000 千円 H20. 3.31 まで	H20. 1.31 ザカール (セネガル ル) で (同日)	日本側 齊藤隆志在カーボ ヴェルデ大使 (セネガル にて兼轄) カーボヴェルデ側 ラウル ・ジョルジュ・ザエラ・ クルーズ・バルボザ在セ ネガル大使	H20. 2.21 115号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、 と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。